

鳥羽市観光関連事業者事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 鳥羽市は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光客の減少に起因して影響を受けている観光関連事業者の事業の継続を支援することにより、市の経済の安定を図るため、当該観光関連事業者に対して、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付に関しては鳥羽市補助金等交付規則（昭和49年規則第7号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「観光関連事業者」とは、観光客に直接取引する事業所又は直接取引を行う事業所を介して間接取引のある事業所で、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の中小企業者及び市長がこれに準ずる者として認めるものであって、法人にあっては市内に本社、支店、事務所その他の事業場を、個人にあっては市内に事業場を有するものをいう。

(交付対象者及び支給要件)

第3条 支援金の交付の対象となる観光関連事業者は、次に掲げる要件の全てに該当し、引き続き営業を行う者で、市長が必要であると認めるものとする。

- (1) 鳥羽市に事業所若しくは店舗等があること。
- (2) 支援金申請時において営業実態があること。
- (3) 2021年4月～6月のそれぞれの売上収入が、前年又は前々年同月と比較して30%以上減収となっていること。ただし、2020年に開業した事業者については、前年同月と比較して30%以上減収となっていること。
- (4) 支援金の申請対象月に、国、県の支援金等（月次支援金、三重県時短要請協力金、三重県酒類販売事業者等支援金、三重県飲食店取引事業者等支援金、三重県観光事業者支援金）の支給対象に該当していないこと。
- (5) 事業に係る必要な許認可等を有していること。
- (6) 市内において当該事業を主たる営業として営んでいること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 申請者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、一の観光関連事業者につき、次のとおりとする。

中小企業法人 100,000 円／月

個人事業主 50,000 円／月

(交付の申請)

第5条 支援金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、鳥羽市観光関連事業者事業継続支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 2019年及び2020年の確定申告書等又は前事業年度の事業収入が確認できる書類又は開業届

(3) 支援金支給対象月の売上台帳

(4) 事業所を証明する書類

(5) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(支援金の交付等)

第6条 市長は前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、支援金の交付を決定し、及び支援金の額を確定したときは、申請者に対してその旨を鳥羽市観光関連事業者事業継続支援金交付決定通知書（様式第3号）通知し、支援金の支払いを直ちに行うこととする。

2 市長は前項の規定による審査の結果、支援金を交付しないことを決定したときは、その旨を鳥羽市観光関連事業者事業継続支援金不交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

(交付の決定の取消し)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) 第3条第4号又は第7号アからオまでのいずれかに該当することが判明したとき。

(支援金の返還)

第8条 市長は前条の規定により支援金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて

交付した支援金に利息を付して返還させるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。